



一般社団法人日本気象予報士会山陰支部 保有個人情報の安全管理措置に関する指針

平成22年9月25日 制定

この指針は、個人情報の保護に関する法律(平成17年4月1日施行。以下個人情報保護法という)の目的に従い、会員総会、一般社団法人日本気象予報士会理事会(以下理事会という)が制定した個人情報保護方針・個人情報保護細則ならびに個人情報保護規定に基づき、一般社団法人日本気象予報士会山陰支部(以下「本会」という。)が保有する、個人情報の安全管理措置の方法について示したものである。

1 この指針の対象となる個人情報について

会員総会が制定した個人情報保護方針、理事会の制定した個人情報保護細則ならびに個人情報保護規定に定義された個人に関する情報をいう。

2 個人情報の種類について

この指針における個人情報の種類については、以下のとおりとする。

①個人情報

個人情報保護法に定義されているとおり、特定の個人に関する各種の情報をいう。

②個人データ

個人情報保護法に定義されているとおり、個人情報を集約しデータベース化したものをいう。

3 この指針で用いる安全管理レベルについて

(1)許容

会員総会、理事会への報告文書の発信、本会会員・本会会員以外の一般社団法人日本気象予報士会会員もしくは一般社団法人日本気象予報士会会員以外に周知することを前提とした個人情報

例 文書発信の際に表示される個人情報(支部役職と氏名)

例会・勉強会等で参加者に資料として配布する話題提供者等の氏名

(2)基本

許容以外の個人情報ならびに個人データ全般

4 安全管理措置について

安全管理レベルに応じ、以下の措置を基準とする。

(1)許容

個人情報については必要最小限の開示とし、原則は氏名、本会役職就任者については必要に応じ役職名を開示する。

印刷・電子データともに、本会としては特段に安全管理措置を示さないが、情報漏洩にならないよう保有者は保管・廃棄時には留意する。

(2)基本

①印刷物等、紙ベースによる個人情報・個人データ

・文書等作成時・各種情報更新時ならびに保管については、個人情報保護を意識し、【取扱注意・個人情報】の文言を記載する等の措置を講ずる。

・文書等が不要となった場合は、裁断・溶解・個人情報部分へのマスキング等の回復不可能な措置を講じた後、廃棄する。

②電子データによる個人情報・個人データ

作成時・情報更新時ならびに保管については、原則的には外部記憶媒体に保存を行うことが望ましいが、やむを得ずパソコンのハードディスク内に保存を行う場合には、情報保管者以外の者が閲覧できないようなアクセス制限等の措置を講ずる。

5 その他

この指針は、個人情報保護のための最低基準を示したものであり、例えば許容レベルの個人情報でも、安全管理措置としては、許容に示した措置以上の措置を妨げるものではない。